「審查事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成15年4月1日施行

新 IΒ 第2章 自動車の審査(事務関係) 第2章 自動車の審査(事務関係) 2 - 9 (街頭検査等) 2 - 9 (街頭検査) 街頭検査及び整備命令に係る審査にあっては、この規程の定めるところ 街頭検査にあっては、この規程の定めるところによるほか、別添 4 によるほか、別添4「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。 「街頭検査実施要領」により実施するものとする。 第3章 自動車の審査(技術関係その1) 第3章 自動車の審査(技術関係その1) 3-1(不適切な補修等) 次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないもの とする。 (1) 灯火器の破損、亀裂等が粘着テープ類により補修されているもの (2) 各種ダストブーツ類の破損、亀裂等が針金類又は粘着テープ類によ り補修されているもの (3) 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィル ム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの (4) 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口 方向が変更されているもの (5) 排気管に空き缶、軍手、布類等の異物が詰められているもの (6) 走行装置の回転部分付近の車体(フェンダー等)にベルト類、ホー ス類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発泡スチロールが取り付 けられているもの (7) 保安基準に適合しない灯火器(速度表示装置及び教習用二輪車に備 える教習用灯火は除く。)であって、電球、配線及び灯火器本体(カ バー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。)

が取り外されていないもの

- (8) 番号灯の一部が点灯しないもの
- (9) <u>灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取り付けられているもの(指定自動車等に備えられたものと同一の方法で取り付けられたものを除く。)</u>
- (10)操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又 はガムテープに記入されているもの。
- 3-1の2(長さ、幅及び高さ)
- 3 1の3 (最低地上高)

3-1(長さ、幅及び高さ)

3-1の2(最低地上高)

別表 1 審査の実施方法		別表 1 審査の実施方法		
検査の種別	審査の実施方法	検査の種別	審査の実施方法	
新規検査及び予備検査	(略)	新規検査及び予備検査	(略)	
継続検査	- 構造に関する審査 (その一) 次に掲げる事項が当該自動車検査証 の記載事項と同一であるかどうかを視 認 <u>その他適切な方法</u> により審査するも のとする。 (1) 長さ、幅及び高さ (2) 車両量量 二 構造に関する審査(その二) 次に掲げる事項について、視認その他 適切な方法により審査するものとする。 (1) 最低地上高 (2) 最大安定傾斜角度 (3) 最小回転半径 三 装置に関する審査 新規検査及び予備検査に係る審査の 実施の方法に準じて審査するものとする。 四 限定自動車検査証の提出がある自動 車の審査 限定自動車検査証の提出がある自動 車の審査 限定自動車検査証の提出がある自動 車の審査 を主訴した場合におりまされた保安基準に適合しないで、一、二及び三に掲げる方法により審査するものとする。	継続検査	- 構造に関する審査 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により審査するものとする。 (1) 長さ、幅及び車両総重量 三 装置に関する審査 (2) 車両重量 三 装置に関する審査 (5) を変化を変化を変化を変化を変化を変化を変化を変化を変化を変化を変化を変化を変化を	

別添4

街頭検査等実施要領

第2条(街頭検査の実施計画に係る協議)

(略)

第3条(街頭検査の実施体制)

(略)

第4条(街頭検査の実施)

1 (略)

2 (略)

第5条(整備命令発令時の審査)

- 1 街頭検査又は事務所等構内において、運輸支局等から審査依 頼があった場合には、保安基準適合性について審査を行い、そ の結果を審査結果通知書に記載し、審査依頼元に通知するもの とする。
- 2 審査結果通知書の様式については、別表を参考に検査法人事 務所の長が定める。

第6条(整備確認)

- 1 運輸支局等から整備確認に係る審査依頼があった場合には、自動車検 査証と現車との同一性を確認し、整備命令書に記載された保安基準不適 合箇所について審査を行うものとする。
- 2 <u>審査</u>を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所の全 てが保安基準に適合している場合には、整備命令書の確認欄に確認印を 押印する<u>とともに、確認年月日を記載し</u>、審査依頼元<u>に</u>通知するものと する。

この場合において、確認年月日の記載については、受付日付印又は月

別添4

街頭検査実施要領

第2条(実施計画等に係る協議)

(略)

第3条(実施体制)

(略)

第4条(実施)

1 (略)

2 (略)

3 運輸支局等に対する審査結果の通知については、検査法人事務所の長が定める書面により行うものとする。

第5条(整備確認)

- 1 運輸支局等から整備確認に係る審査依頼があった場合には、自動車検 査証と現車との同一性を確認し、整備命令書に記載された保安基準不適 合箇所について審査を行うものとする。
- 2 <u>整備確認</u>を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所 の全てが保安基準に適合している場合には、整備命令書の確認欄に確認 印を押印する<u>ことにより</u>、審査依頼元<u>へ審査結果の</u>通知<u>を</u>するものとす る。

なお、新たな保安基準不適合箇所が確認された場合には、検査法人事

日の表示された確認印による押印でも差し支えない。

- 3 審査を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所の一部が保安基準に適合していない場合には、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所のうち、保安基準に適合していることを確認した箇所にのみ確認印を押印するとともに、押印した日付を記載し、審査依頼元に通知するものとする。この場合において、押印した日付の記載については、月日の表示された確認印による押印でも差し支えない。
- 4 審査を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所以外 に保安基準に適合しない箇所を発見した場合には、審査結果通知書に記 載し、審査依頼元に通知するものとする。

第7条(緊急時の措置)

- 1 街頭検査を実施する場合には、不測の事態に備えて緊急連絡体制を整備しておくものとする。
- 2 緊急事態が発生した場合には、緊急避難措置を講じたうえで関係者の安全確保を図るものとする。

第8条(街頭検査実施後の業務処理)

街頭検査終了後は、運輸支局等と協力して実施場所の整理等を行うとと もに、業務量の集計作業等を行うものとする。 <u>務所の長が定める書面により審査依頼元へ審査結果の通知をするもの</u> とする。

第6条(緊急時の措置)

- 1 街頭検査を実施する場合には、不測の事態に備えて緊急連絡体制を整備しておくものとする。
- 2 緊急事態が発生した場合には、緊急避難措置を講じたうえで関係者の安全確保を図るものとする。

第7条(街頭検査実施後の業務処理)

街頭検査終了後は、運輸支局等と協力して実施場所の整理等を行うとと もに、業務量の集計作業等を行うものとする。

別 表

検査記録票(審査結果通知書)

実施 年 月 日 実施場所

 登録番号
 型 式

 (車両番号)
 車台番号

_		
	検 査 項 目	不正改造 項目の有無
機器検査 01	排出ガス 04 (CO %、HC ppm) 、黒煙06 その他	
車枠・車体 04	突起物 05 (スポイラー、バンパー)、さし枠 09 回転部分の突出 06 (タイヤ、スピンナー) その他	有・無 有・無 有・無
乗車装置 05	シートベルト 10 、ヘッドレスト 11 その他 99	有・無 有・無
保安装置 06	反射器 (前部01、後部02、側方03) 、 後写鏡 13 警音器04 (識別表示、音色) 、 その他 99 窓ガラス 08 (前面 %、 <u></u> % 、	有・無 有・無 有・無
灯火類 07	前照灯 01 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) 補助前照灯 02 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) 車幅灯 03 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 番号灯 04 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 尾灯 05 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 制動灯 07 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 後退灯 08 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) が振器 11(不点灯、点滅回数、色、取付位置、大きさ) その他 99	有有有有有有有有有有
操縦装置 09	識別装置 01、ハンドル 03、かじ取りホーク04 その他 99	有・無 有・無
緩衝装置 10	シャシバネ 01 (前・後、切断・機能損失) ショックアブソーバ 09 、エアサスペンション 10 その他 99	有・無 有・無 有・無
走行装置 11	ホイールディスク 01 タイヤ亀裂 12、タイヤ磨耗 14 (前右・左 、後右・左) その他 99	有・無 有・無 有・無

騒音・排出力、ス対策	騒音防止装置 01 (近接排気騒音 デシベル)	有・無	
装置	消音器 02 (取り外し、穴あけ)、(腐食等による脱落、穴)	有・無	
14	排気管 03 (開口方向不良) (腐食等による損傷、穴)	有・無	
	排出ガス発散防止装置 04	有・無	
	(取り外し:触媒、EGR、O2センサ、プローバイ、キャニスター、エアポンプ)		
	その他 99	有・無	
その他	・自動車検査証不携帯		
	・有効期間切れ運行		
	・自動車登録番号標(又は車両番号)取付なし		
整備命令・警告等	無し・整備命令書交付・警告書交付・口頭警告・警察への報告		

別添 5

業務量統計システム報告要領

別添 5

業務量統計システム報告要領

第5号様式(四輪) 別紙1

第5号様式(二輪) 別紙2

第10号様式 別紙3

第5号様式(四輪) 別紙1

第5号様式(二輪) 別紙2

第10号様式 別紙3

附 則 (平成 15 年 3 月 28 日検査法人規程第 64 号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

<u>ただし、3-1 の規定については、この改正規定にかかわらず、平成</u> 15年4月30日までは、なお従前の例による。